

山鹿市景観規則

(趣旨)

第1条 この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）及び山鹿市景観条例（平成20年山鹿市条例第47号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(山鹿市景観審議会)

第2条 山鹿市景観審議会（以下「審議会」という。）は、次に掲げる事項について調査、審議等を行う。

- (1) 景観基本計画に関する事項
- (2) 景観計画に関する事項
- (3) 屋外広告物に関する事項
- (4) 景観まちづくり団体の認定に関する事項
- (5) 景観重要建造物、景観重要樹木、指定建造物及び重要生活景観要素に関する事項

(6) 表彰に関する事項

(7) 歴史的風致維持向上計画に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、景観形成に関し市長が必要と認める事項

2 審議会に、会長及び副会長1人を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

5 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

6 審議会の会議は、委員及び議事に関係のある臨時委員の半数以上の出席がなければ、これを開くことができない。

7 審議会の議事は、出席した委員（臨時委員を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

8 審議会の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(事前協議)

第3条 条例第8条第1項の協議は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

(1) 大規模建築物等届出地区 事前協議書（[様式第1号](#)）及び行為の種類に応じて[別表第1](#)に定める図面

(2) 特定施設届出地区 事前協議書（[様式第2号](#)）及び行為の種類に応じて[別表第2](#)に定める図面

(3) 景観形成誘導地区 事前協議書（[様式第3号](#)）及び行為の種類に応じて[別表第3](#)に定める図面

- (4) 景観形成重点地区 事前協議書（[様式第4号](#)）及び行為の種類に応じて[別表第4](#)に定める図面
（行為の届出）

第4条 法第16条第1項及び条例第12条第1項の規定による行為の届出は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。

- (1) 大規模建築物等届出地区 大規模建築物等届出地区における行為の（変更）届出書（[様式第5号](#)）及び次に掲げる書類
ア 事前協議書（様式第1号）の写し
イ 行為の種類に応じて[別表第5](#)に定める図面
- (2) 特定施設届出地区 特定施設届出地区における行為の（変更）届出書（[様式第6号](#)）及び次に掲げる書類
ア 事前協議書（様式第2号）の写し
イ 行為の種類に応じて[別表第6](#)に定める図面
- (3) 景観形成誘導地区 景観形成誘導地区における行為の（変更）届出書（[様式第7号](#)）及び次に掲げる書類
ア 事前協議書（様式第3号）の写し
イ 行為の種類に応じて[別表第7](#)に定める図面
- (4) 景観形成重点地区 景観形成重点地区における行為の（変更）届出書（[様式第8号](#)）及び次に掲げる書類
ア 事前協議書（様式第4号）の写し
イ 行為の種類に応じて[別表第8](#)に定める図面

2 法第16条第2項及び条例第12条第2項の規定による行為の変更の届出は、前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める届出書に、当該各号に定める図面のうち当該変更の内容を示すものを添えて提出するものとする。

（規則で定める公共的団体）

第5条 条例第14条第2項の公共的団体は、次に掲げる団体とする。

- (1) 地方住宅供給公社
 - (2) 地方道路公社
 - (3) 日本下水道事業団
 - (4) 土地開発公社
 - (5) 独立行政法人国立高等専門学校機構
 - (6) 独立行政法人国立病院機構
 - (7) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
 - (8) 独立行政法人水資源機構
 - (9) 独立行政法人都市再生機構
 - (10) 国立大学法人
 - (11) 公立大学法人
- （勧告及び変更命令）

第6条 法第16条第3項及び条例第12条第3項の規定による勧告は、勧告書

(様式第9号)により行うものとする。

2 法第17条第1項の規定による変更命令は、変更命令書(様式第10号)により行うものとする。

(適合通知)

第7条 条例第15条第1項の規定による通知は、適合通知書(様式第11号)により行うものとする。

(完了届)

第8条 条例第16条の規定による届出は、完了届(様式第12号)に配置図及び完了後の状況を示す写真を添えて提出するものとする。

(団体規約の要件)

第9条 条例第18条第1項の規約要件は、次に掲げる事項とする。

- (1) 団体の目的、名称、活動地域、活動内容及び事務所の所在地
- (2) 団体の構成員に関する事項並びに役員の数、任期及び職務に関する事項
- (3) 団体の会議に関する事項並びに会費及び会計に関する事項

(景観まちづくり団体の認定申請)

第10条 条例第18条第3項の規定による申請は、次に掲げる書類(当該申請に係る区域が景観形成誘導地区又は景観形成重点地区内であるときは、次に掲げる書類及び当該区域に係る地区の代表者全員の同意書とする。)を提出して行うものとする。

- (1) 景観まちづくり団体認定申請書(様式第13号)
- (2) 団体規約
- (3) 団体の活動区域を示す図面で縮尺が1/2500程度のもの
- (4) 団体の構成員及び役員の名及び住所を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

(景観まちづくり団体の認定の通知等)

第11条 市長は、条例第18条第3項の規定による申請があった場合において、景観まちづくり団体の認定をしたときは、景観まちづくり団体認定通知書(様式第14号)により、申請者に通知する。

2 市長は、条例第18条第1項の規定による認定をしたときは、その旨を告示するものとする。

(景観まちづくり団体の変更の届出)

第12条 条例第18条第5項の規定による届出は、景観まちづくり団体変更届(様式第15号)を提出して行うものとする。

(認定景観まちづくり団体の認定の取消し)

第13条 市長は、条例第19条の規定により認定景観まちづくり団体の認定を取り消したときは、景観まちづくり団体認定取消通知書(様式第16号)により、速やかにその団体の代表者に通知する。

(景観形成誘導地区の指定等の提案)

第14条 条例第20条第1項の規定により指定の提案をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 景観形成誘導地区指定提案書（[様式第17号](#)）
- (2) 景観まちづくり団体認定通知書の写し
- (3) 景観形成誘導地区に関係する地区の代表者全員の同意書
- (4) 景観形成誘導地区の目的、区域、良好な景観の形成に関する方針（以下この条及び次条において「方針」という。）及び行為の制限に関する事項を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 条例第20条第3項において準用する同条第1項の規定により区域、方針又は行為の制限に関する事項の変更又は解除の提案をしようとする者は、前項に掲げる書類のうち、市長が指定する書類を提出しなければならない。

（景観形成重点地区の指定等の提案）

第15条 条例第21条において準用する条例第20条第1項の規定により指定の提案をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 景観形成重点地区指定提案書（[様式第18号](#)）
- (2) 景観まちづくり団体認定通知書の写し
- (3) 景観形成重点地区に関係する地区の代表者全員の同意書
- (4) 景観形成重点地区の目的、区域、方針及び行為の制限に関する事項を記載した書類
- (5) その他市長が必要と認めるもの

2 条例第21条において準用する条例第20条第1項の規定により区域、方針又は行為の制限に関する事項の変更又は解除の提案をしようとする者は、前項に掲げる書類のうち、市長が指定する書類を提出しなければならない。

（景観重要建造物の指定の提案）

第16条 法第20条第1項の規定により景観重要建造物の指定の提案をしようとする者は、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）第7条に規定する図書に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 景観重要建造物指定提案書（[様式第19号](#)）
- (2) 景観重要建造物指定合意（同意）書（[様式第20号](#)）及び合意し、又は同意した者全員の印鑑証明書
- (3) 土地及び建築物の登記簿謄本
- (4) 配置図、平面図及び立面図

（景観重要建造物の通知等）

第17条 法第21条第1項の規定による通知は、景観重要建造物指定通知書（[様式第21号](#)）により行うものとする。

2 法第21条第2項の規定により設置する標識は、良好な景観を妨げず、かつ、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

（景観重要樹木の指定の提案）

第18条 法第29条第1項の規定により景観重要樹木の指定の提案をしようとする者は、省令第12条に規定する図書に、次に掲げる書類を添えて市長に提

出しなければならない。

- (1) 景観重要樹木指定提案書（[様式第22号](#)）
- (2) 景観重要樹木指定合意（同意）書（[様式第23号](#)）及び合意し、又は同意した者全員の印鑑証明書
- (3) 土地の登記簿謄本
- (4) 配置図
（景観重要樹木の通知等）

第19条 法第30条第1項の規定による通知は、景観重要樹木指定通知書（[様式第24号](#)）により行うものとする。

2 法第30条第2項の規定により設置する標識は、良好な景観を妨げず、かつ、公衆の見やすい場所に設置するものとする。

（指定建造物の申請）

第20条 条例第24条第2項の規定による申請に当たっては、あらかじめ、当該建造物の所有者及び占有者（以下「所有者等」という。）全員の合意を要する。

2 前項の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 指定建造物指定申請書（[様式第25号](#)）
- (2) 指定建造物指定合意書（[様式第26号](#)）及び合意者全員の印鑑証明書
- (3) 建築後50年以上経過したことを証する書類
- (4) 土地及び建築物の登記簿謄本
- (5) 位置図、配置図、平面図及び立面図
- (6) 現況写真

（指定建造物の通知）

第21条 市長は、条例第24条第1項の規定により指定建造物の指定をしたときは、指定建造物指定通知書（[様式第27号](#)）により、申請者に通知する。

（重要生活景観要素の申請）

第22条 条例第25条第2項の規定により申請をしようとする者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 重要生活景観要素指定申請書（[様式第28号](#)）
- (2) 位置図、配置図、平面図又は立面図のうち必要なもの
- (3) 現況写真

（重要生活景観要素の通知）

第23条 市長は、条例第25条第1項の規定により重要生活景観要素の指定をしたときは、重要生活景観要素指定通知書（[様式第29号](#)）により、申請者に通知する。

（指定の解除の手續）

第24条 条例第26条第3項において準用する条例第24条第2項又は条例第25条第2項の規定により指定の解除の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出しなければならない。

- (1) 指定建造物の指定の解除 氏名、住所並びに当該指定建造物の名称、所在

地及び指定番号並びに当該指定の解除を申請する理由を記載した書類並びに所有者等全員が指定の解除に合意したことを証する書類

(2) 重要生活景観要素の指定の解除 氏名、住所並びに当該重要生活景観要素の名称、所在地及び指定番号並びに当該指定の解除を申請する理由を記載した書類

2 市長は、条例第26条第3項において準用する条例第24条第2項又は条例第25条第2項の規定による指定の解除の申請があったときは、当該解除の適否を決定し、その旨を申請者に通知する。

(表彰)

第25条 市長は、条例第27条第1項及び第2項の規定により表彰したときは、市のホームページ等を活用して市民に広く周知するものとする。

(助成等)

第26条 市長は、条例第28条の規定による助成等の基準その他助成等に関し必要な事項は、別に定める。

(その他)

第27条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。